

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人カメラ

2024年7月1日施行

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人カメラリア（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員については、報酬、賞与及び退職金を支給する。
- 3 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職金を支給する。
- 4 常勤役員に対する退職金は、役員として4年以上の任期を円満に満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。ただし、退職金の支給が社会通念上適切でない場合には、この限りではない。
- 5 非常勤役員等に対する退職金は、非常勤役員等として4年以上の任期を円満に満了、又は辞任により退任した者に支給する。ただし、退職金の支給が社会通念上適切でない場合には、この限りではない。
- 6 この法人の全理事の報酬総額（職員給与を除く）は事業活動収入の3%以内、全監事の報酬総額は年間1,000,000円以内とする。
- 7 役員等から報酬受給を辞退する旨申出があった場合は、報酬辞退届を徴し、理事長に提出するものとする。

(常勤役員の報酬等)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、当該各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び賞与については、別表にて定める範囲の額とする。
- (2) 退職金については、別表に定める算式により算出される額。ただし、退職金における計算期間

には非常勤理事等及び職員給与を支給される期間は通算しないものとする。

- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている常勤役員については、役員報酬と職員給与を合算した額が同条第1項に定める額を上回らない範囲において、経営及び業務の状況等を勘案し、理事会の決議に基づき支給する。なお、役員報酬としての賞与は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、当該各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表にて定める額
- (2) 退職金については、別表にて定める額

- 2 非常勤理事のうち法人及び施設の危機管理、人事労務、財務、運営等の職務を分掌する者或いは理事長の命を受け恒常的に運営等に関与する者について、理事会の決議に基づき常勤役員に準ずる業務に応じた報酬等を支給することができる。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。
- 3 理事会出席、評議員会出席、監事監査等の職務執行にあたる場合の交通費は報酬に含まれることとし、特段の事情がない場合に限り費用弁償を行わない。

(報酬等の支給日)

第7条 役員等の報酬等（旅費を除く）は、原則として毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。ただし、賞与は給与規程に準じた支給日とする。

- 2 役員等の出張等に要した費用は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員及び非常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員及び非常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。ただし、死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

(公表)

第 10 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は 2017 年 6 月 21 日（定時評議員会の議決日）から施行し、2017 年 4 月 1 日に遡及し適用する。

この規程は 2019 年 3 月 22 日に一部改定し施行する。

この規程は 2024 年 6 月 19 日に一部改定し、2024 年 7 月 1 日から施行する。なお、2024 年 7 月 1 日現在で在職する役員等の退職金算定における在職年数は、2017 年 4 月 1 日を算定開始の基準日とし、2017 年 3 月 31 日以前は算定対象期間外とする。

別表

常勤役員等の報酬等の基準

- | | | | |
|-----|-----|-------------------|------------------|
| (1) | 報酬 | 理事長 | 月額上限 1,000,000 円 |
| | | 業務執行理事、事務局長 | 月額上限 800,000 円 |
| | | 理事 | 月額上限 500,000 円 |
| (2) | 賞与 | 月額報酬×1.5ヶ月分 | (6月、12月の年2回) |
| (3) | 退職金 | 最終報酬月額×在職年数×5/100 | |
- 就任期間は、就任した日の属する月から退任した日の属する月のまでの月数とし、就任期間に 1 年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

非常勤役員等の報酬等の基準

- | | | | | |
|-----|----|-------|-----------------------|-------------|
| (1) | 報酬 | 非常勤理事 | 理事会等の出席、その他法人の業務による出勤 | 1回 15,000 円 |
| | | | 決議の省略（みなし決議） | 1回 5,000 円 |
| | | 監事 | 理事会等の出席、その他法人の業務による出勤 | 1回 15,000 円 |
| | | | 監事監査の業務 | 1回 30,000 円 |

		決議の省略（みなし決議）	1回	5,000円
	評議員	評議員会等の出席、その他法人の業務による出勤	日額	15,000円
		決議の省略（みなし決議）	1回	5,000円
(2)	退職金	就任年数		
		4～8年	就任年数 ×	10,000円
		9～12年	就任年数 ×	15,000円
		13～20年	就任年数 ×	20,000円
		20年以上	就任年数 ×	25,000円

就任期間は、就任した日の属する月から退任した日の属する月のまでの月数とし、就任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。